令和5年度(2023年度)第3回 八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和6年(2024年)1月19日(金)午後1時30分 開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

八王子市国民健康保険運営協議会令和5年度第3回会議録

開催日時 令和6年1月19日(金)午後1時30分

開催場所 本庁舎議会棟4階第3・4委員会室

議 題

- (1) 国民健康保険税について (諮問)
- (2) 令和6年度(2024年度)国民健康保険税課税限度額等について
- (3) 第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画について(報告)
- (4) その他

出席委員(14)

会長(9番) 玉正彩加(公益代表)

副会長(10番) 岩田 祐樹(公益代表)

委員(1番) 宮田 学(被保険者代表)

委員(2番) 中條雅美(被保険者代表)

委 員(3番) 野 村 みゆき(被保険者代表)

委 員(4番) 増 田 博 一(被保険者代表)

委員(5番) 大井裕子(保険医又は保険薬剤師代表)

委員(6番) 太田ルシヤ(保険医又は保険薬剤師代表)

委 員(7番) 氷 見 元 治(保険医又は保険薬剤師代表)

委員(8番) 山田弘志(保険医又は保険薬剤師代表)

委 員(11番) 日下部 広 志(公益代表)

委員(12番) 市川克宏(公益代表)

委 員(13番) 小 池 一 弘(被用者保険等保険者代表)

委員(14番) 鈴田 朗(被用者保険等保険者代表)

市側出席者

市 長 石 森 孝 志

健康医療部長 菅野 匡彦

保険年金課長横溝秀明

成人健診課長田島宏昭

保険年金課

庶務担当課長補佐兼主査 田 邉 憲 二

給付担当課長補佐兼主査 三 吉 徳 浩

給付担当主査伊藤雄太

資格課税担当主查 矢 島 義 久

成人健診課

特定保健指導担当課長補佐兼主査 小竹 亜希子

成人健診担当主査 麻 嶋 友 之

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0名

配付資料

《事前配付資料》

諮問文(案)

資料1 国民健康保険税率等について

資料4 第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画(案)について(報告)

資料 5 第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画(案)

《当日配付資料》

次第

諮問文 (写)

資料 2 令和 6 年度 本算定による国民健康保険事業費納付金・標準保険料率 算定 結果

資料3 令和6年度(2024年度)国民健康保険税課税限度額等について

参考資料1 市町村の一般会計からの決算補塡等目的の法定外繰入の推移

参考資料1-2 【国民健康保険】都内区市町村における赤字の状況

参考資料 2 令和 5 年度(2023年度) 2 6 市国民健康保険税(料)率等の状況

参考資料3 国保・協会けんぽ・組合健保の比較

参考資料 4 令和 6 年度 (2024年度) 本算定による被保険者一人当たり保険料額 (順位)

参考資料 5 国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題に関する意見書

その他 東京の国保 (No.675)

1. 開会

○横溝保険年金課長 それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当しております健康医療部保険年金課長の横溝でございます。よろしく お願いいたします。

本日は欠席の方がございませんので、全員出席という形になります。

なお、本日の会議でございますけども、諮問を行いますので、皆様の様々な御意見をいた だきますが、終了予定時間の15時には終了できますよう御協力をお願いいたします。

また、会議におきましては、議事進行、御発言、資料説明と全て着座で進めさせていただ きたいと考えておりますので御了承ください。

以上で私の進行は終わらせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

○玉正会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は委員全員の御出席をいただいておりますので、この会議は有効に成立しております。

2. 理事者挨拶

- ○玉正会長 それでは初めに、市長から御挨拶をお願いいたします。
- ○石森市長 皆さん、こんにちは。石森でございます。

本日は、公私共に大変御多用の中、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から国民健康保険事業をはじめ、市政の各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、心より御礼を申し上げたいと思います。

さて、平成30年4月から新国保制度がスタートいたしまして、広域化されました。一般 財源からの財政支援措置である赤字の解消を進めるため、東京都が示す標準保険料率の適 用を目指して、これまで段階的に保険税を改定してきたところであります。この赤字解消に つきましては全国的にも進んでおりますが、本市は、第2回の本運営協議会で御報告させて いただいたとおり、令和5年度において、国保が抱える構造的な課題に加え、国の施策であ る社会保険適用事業所の拡大によりまして、安定した収入が見込める被保険者が減少し、国民健康保険税の賦課額が大きく落ち込んだことで、東京都から11億7,000万円もの貸付を受けるなど、国保の財政運営は大変厳しい状況にございます。令和6年度におきましても、東京都から示された標準保険料率を適用した場合でも、医療の高度化や社会保険適用事業所の拡大などから、一般会計からの財政支援措置が生じる状況にございます。

国保税につきましては、国から保険料水準統一に向けた「加速化プラン」が示されており、本市の財政運営への影響や、被保険者以外の方との負担の公平性を考慮しながらも、国民健康保険の安定的な財政運営のために、保険税率等の改定は必要と考えざるを得ない状況にございます。

つきましては、令和6年度の本算定の標準保険料率を適用した改定について、諮問をさせていただきたいと存じます。

今後も安心して医療を受けることができる制度の運営のため、健康寿命の延伸に資する 保健事業、医療費の適正化及び収納率向上の取組をより一層進めるなど、保険者としての責 務を果たしていきながら、国や東京都に対してさらなる財政支援の拡充などを強く要望し ていきたいと考えております。

皆様には、国保制度の趣旨を御理解いただき、ぜひ御賛同の御答申をいただきますようお 願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○玉正会長 ありがとうございました。

3. 諮問文手交

- ○玉正会長 続きまして、諮問文の手交を行います。
- ○石森市長 よろしくお願いします。

(諮問文の手交)

- ○玉正会長 ここで市長は公務のため退席させていただきます。
- ○石森市長 よろしくお願いします。
- ○玉正会長 それでは、本日の配付資料について、事務局から確認を願います。 事務局。
- ○事務局 初めに、事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の一番上に お配りしております本日の次第、点線より下に記しております資料の確認となります。

まず、事前に配付いたしました資料になりますけれども、諮問文(案)、資料1、資料4、

資料5につきましてお配りしておりましたが、本日、お忘れの委員の方はいらっしゃるでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて、当日配付資料になります。順番にしてお配りしておりますが、一番上から、本日の諮問文の写しになります。続いて資料2「令和6年度 本算定による国民健康保険事業費納付金・標準保険料率 算定結果」、続いて資料3「令和6年度(2024年度)国民健康保険税課税限度額等について」、参考資料1「市町村の一般会計からの決算補塡等目的の法定外繰入の推移」、参考資料1-2「【国民健康保険】都内区市町村における赤字の状況」、参考資料2「令和5年度(2023年度)26市国民健康保険税率等の状況」、参考資料3「国保・協会けんぽ・組合健保の比較」、参考資料4「令和6年度(2024年度)本算定による被保険者一人当たりの保険料額(順位)」、参考資料5「国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題に関する意見書」になります。

ここまでの確認で、資料の不足等、大丈夫でしょうか。

最後になりますが、次第には載っておりませんけれども、本日届きました「東京の国保」 を追加でお配りさせていただいております。

以上になります。よろしくお願いします。

4. 議題

- (1) 国民健康保険税について (諮問)
- ○玉正会長 それでは、議事に入ります。

議題1、「国民健康保険税等について」です。諮問事項ですので、審議方法は、お配りしてあります会議次第に記載のとおり、事務局からの説明の後に質問、意見、まとめの順に進行してまいります。それでは事務局、お願いします。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 それでは、私から資料の説明をいたします。

去る1月15日に東京都から標準保険料率の確定係数が示されまして、これらに基づきました今回の本市の保険税の改定案を作成いたしました。なお、皆様に事前に送付しました資料1につきましては、仮算定に基づいたものになってございますので、その都度、本算定を使用した資料も参照しながら説明を進めてまいります。

では、資料1「国民健康保険税率等について」を説明いたします。1枚おめくりいただきまして2ページから3ページの、「1 令和6年度の保険税率等について」からです。まず、「(1) 改定の考え方」でございますが、諮問文でも述べておりますとおり、本市ではこれ

まで一般会計からの財政支援措置、いわゆる赤字の解消を進めるため、東京都から示されました標準保険料率の適用に向けて、保険税率等の改定を段階的に行ってまいりました。参考資料1を御覧いただきますと、全国的にも法定外繰入が減少していることが分かると思います。東京都だけがその流れから外れ、その半数近くを占めていることが見えてまいります。また参考資料1-2では、その東京都における八王子市の位置を表記しておりますけども、多くの区市町村で赤字の解消に至っていないということが分かります。東京都では、解消速度を早めるべく、令和6年度からの運営方針においてその指針を示すことになってございます。また、参考資料の2でございますけども、23区の平均と26市の国保税率等の状況をお示ししております。

資料1に戻ります。令和5年度第2回運営協議会において報告いたしましたとおり、財政 運営の現状が大きく変化し、下のグラフのように基準総所得は令和5年度に大きな落ち込 みを示しており、東京都が示す標準保険料率を適用しても赤字解消とならない状況であり、 今後も国民健康保険事業では、医療の高度化や社会保険適用事業所の拡大などによって厳 しい財政運営が見込まれております。このことから、先ほど市長の挨拶にもありましたとお り、市の一般財源への影響や、被保険者以外の方との負担の公平性、こういったものを考慮 いたしますと、国民健康保険の安定的な財政運営のために、保険税率等の改定はやむを得な いことと考えざるを得ないという状況でございます。したがいまして、令和6年度の保険税 率等につきましては、東京都から示される令和6年度本算定の標準保険料率を適用させて いただきます。ただし、保険税率等の区分において、令和5年度本算定の標準保険料率を下 回った場合は、赤字解消を進めている段階でございますので、令和5年度本算定の標準保険 料率を適用させていただきます。この点は、後ほどまた表を用いて、再度御説明させていた だきます。

次に4ページ、「(2) 一般会計からの財政支援措置について」でございます。先ほども申し上げましたとおり、東京都から示される標準保険料率を適用した場合であっても赤字が生じるため、一般会計からの財政支援措置が必要となります。理由といたしまして、標準保険料率の算定に用いる被保険者の所得総額等は、東京都が定める算定基準による推計値を用いており、この推計値は直近3か年の平均から算出しているため、右下のグラフのとおり、市の実績との差が生じてしまうというふうに考えてございます。

次に5ページ、「(3)保険税率等の仮算定による試算」を御覧ください。ここでは、資料送付時に仮算定によるものしか出ておりませんでしたので、仮算定を基に表を作成しておりますので、参考という形にさせていただいております。

そこで資料2「令和6年度本算定による国民健康保険事業費納付金・標準保険料率算定結果」の「3 保険料率等の改定(案)」を御覧ください。この別刷りのA4の縦のものになります。右肩に資料2とございます。

例年、仮算定から本算定にかけましては若干の減少が見られるのですが、今回も減少傾向 にございます。

さらに、東京都では、標準保険料率の達成に向けた支援を独自に行うことが内定いたしました。このことも作用した結果、令和5年度対比で、所得割で0.89、均等割で6,500円の改定幅まで縮減することができております。東京都の独自支援につきましては、東京都特有の理由、例えば医療機関が多いことで選択する機会が多く、高度医療を受けやすいですとか、人口が多く高齢者も多いなどといったものを考慮して、国とは別に支援をすべきであるということを、これまで本市では訴えてきたわけでございます。それが少なからず実を結んだ形というふうに考えてございます。

また、先ほどの「令和6年度の保険税率等の区分において、令和5年度本算定による標準保険料率を下回った場合は、赤字解消を進めていることから、令和5年度本算定の標準保険料率を適用する。」この箇所につきましては、表の中の黄色で表示している部分で、令和6年度に示されたものが区分の下、(A)にありますが、この介護納付金分では、今回示された保険料率のほうが低いので、赤字解消の観点から令和5年度の保険料率と同額としているところでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。6ページでは、これまで段階的に改定してまいりました保険税率等の推移をグラフ化したものでございます。こちらも仮算定が基になっておりますので、数値等に差異は出ますが、目安として御覧いただければと思います。

次に7ページ、8ページ、こちらは仮算定によるモデル世帯の保険税額となっております。 こちらも表記のとおり仮算定を基に算出してございます。

次に9ページ、「3 納付金等の推移」ですが、「(1)納付金」では、令和5年度対比で約4億7,600万円の減少となっておりますが、これは被保険者数の減少が大きな要因と考えられます。また、「(2)保険税収入額」につきましても、約6億7,000万円の減となっておりますけども、先ほど4ページで説明いたしました基準総所得の落ち込みが影響しているものと考えてございます。こちらの2点につきましては、本算定においても変動がございましたので、資料2を後ほど御参照いただければと思います。

なお、仮算定の数値については若干の修正をしておりますので、御了承いただければと思います。

結果的に、被保険者数が減少したことで納付金は減少いたしましたが、基準総所得も落ち込んだことで、「(3)決算補塡目的に係る法定外繰入金」において、赤字の解消に至らなかったこととなっております。

次に、10ページの「4 スケジュール」でございますが、都から仮算定が示されたのが 11月14日、また、都から本算定が示されたのが1月15日になります。今後、改定に向 けて第1回市議会定例会に議案を提出してまいります。

それから、本日配付いたしました参考資料の3、こちらは、協会けんぽ、それから組合健保との比較となってございます。加入者の平均年齢の影響もある中から、一人当たり医療費にこれだけの差がございますので、加入者の負担は必然的に重くなるのが分かると思います。

それから参考資料4、こちらでは一人当たりの保険料額を示しておりますけれども、八王 子市は区市町村の平均に比べて低い順位でございますので、これでもまだほかの区市町村 に助けられているという実態が見えてまいります。

最後に参考資料5でございますけども、現在、国保が抱える構造的な問題に関しまして、 第4回市議会定例会において、議会全会一致のうえ、八王子市議会から意見書を国へ提出し ていただきました。これ以外に、私どもとしても、市長会、中核市長会において提言をして いるところでございます。

私からの説明は以上です。

○玉正会長 事務局の説明が終わりました。

諮問事項、国民健康保険税について御質問がございましたら御発言を願います。御発言の際は挙手をして、指名の後でお願いいたします。なお、御意見については質問の後に御発言いただきますので、まずは質問をしたい点について御発言を願います。

質問ございますでしょうか。

日下部委員。

○日下部委員 御説明ありがとうございます。

1点確認をさせてください。先ほどの説明の中で、9ページ、法定外繰入金に関して記載がございました。一番右の試算というところですね、この資料のうえでは約8億5,000 万円、法定外繰入金として繰り入れるということですが、例えば、今回、保険税率の改定を行わなかった場合、幾らぐらいの法定外繰入金を想定されているでしょうか。

- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 今回、保険税率の改定を行わず据置きをした場合の赤字額でござい

ますけども、概算で約22億7,000万円になりますので、約14億円はこれより増えて しまうという試算をしております。

- ○玉正会長 日下部委員。
- ○日下部委員 ということは、今年度は東京都から貸付けという形で11億7,000万円 ということでしたが、これは今回限りで、次年度以降はそういう支援がないというふうな認 識ですが、その点は認識としては合っているでしょうか。
- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 既に今年度、令和5年度においても、加入されている被保険者の所得が大分下がり、こちらが考えていた税収を大分下回るという見込みが出まして、このままだと令和5年度は、決算で歳入が11億7,000万円ほど足りなくなるという状況がございましたので、東京都の財政安定化基金を活用する方法を選択させていただきまして、第4回市議会定例会において補正予算として議案を提出させていただき、可決に至っているわけでございます。

それでございますので、この財政安定化基金については最後の手段というか、ここで使ってしまうと、来年度すぐまた使えますよというものではございませんので、我々としてはある程度、手を尽くしてしまっているような状況ではございます。

- ○玉正会長 ほかに御質問ございますでしょうか。 市川委員。
- ○市川委員 説明ありがとうございます。

今回の改定に至っての主な理由ですが、繰り返しになりますけども、一般財源の影響や被保険者以外の方との負担の公平性、あと国保の安定的な財政運営を図るというのが主な理由でありまして、このことは都道府県化、広域化になる以前から繰り返し言われてきたわけです。その上で、それを解消するためにということで、いわゆる都道府県化、広域化を図ろうということで、本市におきましては約5年かけて一般財源の繰入れを解消しようよということでやってきたわけです。御説明にもあったとおり、今後、繰入れが解消できないと、つまり赤字を補塡しなければやっていけないんだということは、前回、部長からも発言がありましたとおり、本市だからこそ見えてきた課題だということで明らかにされました。

であるからこそ、今回、私の思いとしては、だからこそ国や東京都に要請することはもち ろん前提ではあるんですが、本市としてそういった状況を踏まえながら、やはり社会保障と いう制度、国民健康保険制度ということを考えれば、この間、ずっと6年連続上げてきたわ けです。問題点も見えてきたわけで、その中でまた改定、値上げをするのかという結論に至 るというのはどうなのかなというふうにも思っております。

それらを踏まえて、それでもなお改定しなきゃいけないんだと、値上げせざるを得ないんだといったようなところに至ったお考えというか経過というか、そういうところをちょっとお伺いしたいと思います。

- ○玉正会長 健康医療部長。
- ○菅野健康医療部長 今回、一般会計からの繰入れということで、市民全体の負担も考えてということでさせていただいておりますけれども、11億7,000万円、今年借りましたが、正直、来年以降も同じような赤字が生じるとすると、実は我々がこの5年間、6年間と頑張って解消してきました赤字がスタート地点にあった35億円に、恐らく3年から4年でもう一度元に戻る状況になるかと思います。大体8年かかるかどうかぐらいで、年間100億円ぐらいの一般会計からの繰入れを続けていくことになります。

それを考えたときに、八王子市の一般会計、市民の皆様からお預かりしたその一般会計は、 大体2,000億円ぐらいありますが、一般に我々が投資的経費として使えるのは大体20 0億円ぐらい、1割ぐらいと言われています。そのうちの半分を、下手をすると毎年国保に 入れていく。それも、なお増え続ける可能性もあるという中では、ここで一旦、先ほど課長 からもありましたが、標準保険料率は市民全体のことも考えると、我々としては最後の手を、 現状尽くした状況で適用させていただきたいというのが一つあります。本来、国保だけで、 やっぱり被保険者の方が見えていますので、私も本当にすごく厳しい状況であると思って おりますけれども、この街全体にかなり関わってくる部分でございますので、今回かなり 我々としても大変申し訳なく思いながら標準保険料率の適用をお願いしております。

もう1点、これは、理論上ですけれども、標準保険料率は過去3年間の総所得等の状況で 算出してますので、世の中が上がり加減になれば、また逆にむしろ戻していくような状況に はなりますので、今回、8億9,000万円の赤字を、僅か4,000万円ですが減らすこと が何とかできて8億5,000万円ということですが、標準保険料率を毎年適用し続けてい れば、どこかでは赤字は解消して国保が健全財政に向かっていく、要は社会保障がずっと続 いていくという根っこにもなっていますので、今回、そういった決断を我々としては一旦さ せていただいて、皆様にお考えを聞きたいということでございます。

- 〇玉正会長 市川委員。
- ○市川委員 御説明いただいたとおり、苦渋の選択によって値上げ、改定をせざるを得ない ということは話としてはお伺いしました。

ただ、あともう一つ、過去3年間、これまで3年間の基準総所得によって、今後、経済的

な状況が上向けば、逆に改定、つまり逆に引き下げることも可能だということは、理論的にはそれは十分あり得る話であるのは承ります。ただ、先ほども部長がおっしゃったように、やっぱり赤字の解消というところが一つのゴールというか通過点というか、目指しているわけですよね。それに当たって、赤字の解消をすれば安定して、社会保障もさらに大丈夫なんだというふうに果たして取れるんだろうかというところも思うんですよね。つまり、今でさえ国でやらざるを得ないわけですよね、補塡しなきゃいけないんですよ。それでもって、それがゼロになったときに、もっと管理者の負担が増えてしまうということは明らかだとは思うわけなんですよね。

ですから、そう考えると国での解消を図っていくうえで、また、今回の改定を行う中で、 当初の目的である、もっと言えば国保の安定、つまり社会保障を維持していくというところ に関して言えば、その達成にはいかないんじゃないのかなというのは、私の議論している中 で感じているところでもあります。

ですから、自治体の基本的な考えとして、繰り返しになりますが、国保は社会保障だという視点で、また、本市に限らず府中市などをはじめ自治体によって財政的な状況はいろんな要素があるので単純には比較できないにしても、ただ、そこにおいてはやはり自治体独自の基本的な考え、つまり都道府県化、広域化になる前には八王子市が運営の主体だったわけですよね。それに当たっては裁量をもって、もちろん改定、値上げもあったと思うんですけども、やってきたというものがあるわけですよね。東京都からの指導という面もあるにしても、やはり八王子市民ないし国保の加入者の皆さんの安定化を図るというところでもそうした考慮をしたうえで、今後の運営なども考えていっていただきたいなと思っております。

○玉正会長 それでは、ほかに御質問は。岩田副会長。

以上で終わります。

○岩田副会長 今、様々御意見ありましたけども、根本的にはそもそもこの基礎自治体で議論できる余地はもう正直皆無だと思っています。今までもこれまで5年かけて赤字の解消に向けて頑張るんだということで、国民健康保険加入者にも応分の負担を強いながら、我々はゴールを目指して頑張ってきたわけでありますけど、結局その間に様々な、コロナ禍だったり社会情勢が変わったのもやっぱり大きな一因かと思います。また昨今で言えば、国のほうの社会保険の適用事業所の拡大も大きな要因の一つなんだと思っています。

これ、抜本的に言えば、それは確かに国民皆保険制度の名の下に等しく医療を受ける権利が国民一人一人に担保されているんだ、それは確かだと思うんですけど、あくまでも基礎自

治体は、今まで主体者として窓口業務を行ってきましたけど、抜本的にはやっぱり国の制度であって、国の方針がどうなんだ、あくまでも我々はその手続を国に成り代わって代行していただけであって、その基礎自治体だけで成り立たなくなったからこそ、広域連携の枠組みの中で5年前、6年前から議論が進められてきて、まずは広域連携の中で応分の負担をするためにはじゃあどういうふうにすればいいのかということで、標準課料率をまずは適用できるように各自治体が努力をしていきましょうということで、これまで我々やってきたと思います。

やってきた中で見えてきた課題としては、標準保険料率を適用したとしても赤字の解消が達成できないということは、努力をしてきたから今見えてきたことであって、これまでの努力が無駄だったのかといったら決して私はそうではないと思います。これまでの道中ので、様々行政も御努力をいただいて、収納率の増加だったり予防的なところでの対策というものも様々講じていただいたというふうに評価をさせていただいています。

これから先、じゃあ我々ができることって一体何なんだろうかというふうに本当に考えたときに、やはり今回、社会保険の適用拡大によって新たに生まれたこの11億7,000万円、今回東京都が責任を持って無利子で貸付けを行うということですけれども、来年度以降3年かけて我々はこれを約4億ずつ返していかなきゃいけないわけで、今回保険料率を適用してもいまだ補塡分が8億5,000万あって、実質的にはこれにプラス4億乗っかってくるわけですから、当然のことながら、やはり保険料率は適用せざるを得ないというのが本音のところだと思います。

やっぱり、これから鍵になってくるのが、今までもやってきていただいたことではあるんですけど、これから先、東京都また国に対して今後どういうふうに働きかけを行っていくのか、もう本格的に国において責任をとってもらわないと、こんなものをいつまでもこちらに投げられても正直たまったものじゃないよということは、やっぱりもっと強く訴えていかないといけないんだと思うんですね。その先に基礎自治体の赤字繰入れの解消がやっぱり達成できるんだと思うんですけど、改めてそこの、これまでの5年間の経緯、また、これからのことも踏まえて、現状、東京都また国においてどういうようなアプローチ、働きかけをされているのか、改めて報告いただいてもいいですか。

- ○玉正会長 健康医療部長。
- ○菅野健康医療部長 ありがとうございます。3つの視点でお答えしたいと思います。

まず、国に対しましては、先ほど冒頭ありましたように、本当に議会全会一致の御賛同を いただきまして、今、岩田副会長が述べていただいたようなことを国に対して意見という形 でお出しいただきました。その同様のものを、私どもはまず中核市の市長会、それから、東京 2 6 市の市長会を通じて今意見を出すところでございます。実は東京 2 6 市の市長会の中での議論でも、他の市長から発言で「課長会から意見が上がっていると思うけれども、これは緊急に要望しなければならない事項だ」ということで、本市保険年金課長の発議から緊急要望に至っておりまして、これは抜本的なところでやっぱり変えるべきだと意見を述べている部分になるかと思います。

ただ一方で、実は大阪や奈良、来年度から統一保険料にするということで、北海道、沖縄ももうそこの段階に近づいています。そうなると、東京都以外の全国で見ると、これまで92%の自治体が基金を持っておりました。こんなことを言ったらあれですが、苦しいからこそ基金を持っていて、大阪などは統一保険料にするために、今度は基金を解消しながら、基金を使って統一にするということで、全体でカバーしていくという考えで、全国の中にはある意味、今の考え方でゴールにたどり着いた自治体も出ています。

一方でやっぱり東京都は、この全国の赤字の半分を東京都が占めているというように、東京都自体の構造になっておりますので、そこがちょっと2つ目の視点ですが、今回、我々、11億7,000万円を借りるというだけでなく、東京都に対して、我々のこの裸の現在の状況をお見せし分析もし、本市だからこそこういうことが分かったということを強く訴えまして、結果、以前増田委員からも強く言っていただきましたが、東京都独自に、支援を入れていただけるというような話が初めて今回出てきましたので、そこは2つ目の道として、やっぱり東京都独自にこの解消、全国の中での東京都という位置の特殊性を考えてしっかり支援していただきたいと言っていきたいところでございます。

3つ目がやっぱり本市の特徴。今まで我々は、保健事業ですとか収納率向上の取組とか頑張ってきましたが、その中で、言うなれば安定的収入を得ている方がかなり外に出た状況にあって、改めて被保険者の構図を見ますと、これもちょっと申し上げにくいんですが、本市は全国的に見ると精神疾患に関する病院がかなり多くて、そういったことに関する医療費がかなり占めていると。実は、それは調整する仕組みがやはりございまして、全国の平均に比べて14%以上、本市がそこに医療資源を投入している場合に調整するという交付金があり、そこのところを私どもで一生懸命やった結果、恐らくですが、来年そこから5,000万円程度調整交付金が出てくるということで、やっぱり本市の特徴、ここまで裸になって見てきた中で見えてきたこの弱いところは、しっかり全国の問題として見てほしいということで、それだけの財源が恐らくは確保できるかなということで、この3つの視点を持って、引き続き何とかやっていきたいと考えております。

○玉正会長 岩田副会長。

〇岩田副会長 今、部長から回答いただいたように、様々取組は進めていただいているわけでありますが、繰り返しになりますけど、やっぱり抜本的には、第一義的にはやっぱり国の制度である以上、いくら都道府県単位に広域連携になったからといって、東京都だけが負担する話でもないと思うんですね、正直なところ。やっぱりそれは国にも、制度の見直しも含めて、基本的には国において責任持ってやっていただかなければいけないことだと思うので。それは中核市や市長会だって東京都を通じて国なんかにも積極的にやっぱり訴えを今後も、今まで以上に行っていただければと思っています。

あと1点は、これから先、先ほどの基準総所得、ここも増えれば保険料率が下げられる可能性はあるとは言われていましたけど、今の国の方針からすると、社会保険の適用事業所が拡大をされて、これから第2段階で50人規模まで拡大という話が上がっている中で、そうなるとなおのこと、稼げない、所得が限られている方だけが、やはり国保に残り続けてしまうというような、さらなる悪循環を招くような方針転換を国が今進めているわけでありますから。ここはいっそのこと、例えばですけど、これ以上の適用事業所の拡大が進むのであれば、本当にもう高齢の稼げない人だけが、言葉を選ばずに言わせていただくと、そういう方だけが残ってしまうような国保の制度になっていくことも予想できるわけですから、そうなったときには、例えば生活保護の制度と併せて一体的にこの国保の残された加入者について対応できるような進言また相談も含めて、国に対してもしてもらいたいと思うんですけど。そこら辺の今の状況というのは、まず、どういうふうに市が考えられているのか、現段階でどういうような働きかけというか話がなされているのか、改めてちょっと教えてもらっていいですか。

○玉正会長 健康医療部長。

○菅野健康医療部長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。そこも、本 当にどちらに行くのか、今、エッジの上に立っているような気がします。やっぱり国の財政 に関する委員会のほうから、財務省系からは、社会保障である国保については生活保護の受 給者も国民健康保険の被保険者として取り込むべきという提言が既にされております。そ ちらのほうに動くとなれば、当然、それに応じた公費を入れて、本当に純粋な社会保障とし ての国民健康保険事業を運営していくということだと思います。

今、50人規模の事業所まで適用拡大という、そこまではもうほぼ決まっておりますので、 そのときに、そちらにしっかりかじを取るのか、それとも、やはりここから先も国民皆保険 の健康保険としてその性格をなお持ちながら運営をしていくのであれば、一つは統一保険 料もそうですけど、その先に全国統一の、一つの健康保険という考え方もありまして、それに向けて、じゃあ国保を健康保険としてどう運営するか、それなりの支援をしていくのか。ちょっとそこを市として今どちらがいいというふうには正直決めかねるような状況にあると思います。ただ、国においてその議論がはっきりあるのは事実ですし、どうも厚生労働省の中でもそういった議論があって、実際その問題にもかなり気づき始めているようで、今、表立って出てきているものはあまりないんですけれども、我々の国民健康保険の「国保実務」という業界誌といいますか国民健康保険の議論を専門にするような誌面の中では、やっぱり厚生労働省はそういうことに気づいて議論を始めるような様子だということがしっかり言われていますので、このどちらになるのか見定めながら、やっぱり我々は、そこは本当に国の社会保障という全体の問題ですので、そこでしっかり解決していってもらいたいというふうに強く、あらゆるチャンネルで訴えていきたいと考えております。

- ○岩田副会長 お願いします。
- ○玉正会長 ほかに御質問ありますでしょうか。 太田委員。
- ○太田委員 社会保険のほうからも補助金がありますし、今回の都からの11億7,000 万円、あと法定外繰入金も借金だと思うんですね。それが全部トータルで合わせると被保険 者一人当たりどのくらいの借金になるんでしょうか。
- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 今回、うちの11億7,000万円まではちょっと含めていませんけども、こちらの参考資料の1-2を御覧いただくと、今のところ、令和2年度の決算状況だと約1万1,000円、国保被保険者一人当たりの決算補塡等の目的の一般会計法定外繰入額ということでなってございます。先ほどちょっと話が出ました市の中で一番高い府中市では5万円を超えている状況ですので、このぐらいの差があるというところが見てとれると思います。
- ○太田委員 そうすると、この額プラスアルファあるということになりますよね、11億の。 ○横溝保険年金課長 はい。
- ○太田委員 それをどのぐらいかければ、いずれ解消できると試算されているんでしょうか。
- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 その試算が、当初は広域化の段階では6年をかけてということでやってまいりましたけども、コロナの影響等がやっぱり大きいのかなと思いますけども、ここ

で1か年ほど延びてしまっている状況です。さらに社会保険適用事業所の拡大など、我々が 予想もしていなかった、国のそういった方策が出てきたところで、あと景気の落ち込み等、 そういったものも含めると、大変申し訳ない言い方かもしれないんですけども、何年でその 赤字が解消できるかというのは、今のところあまり明言できるような状況にはないという ことでございます。

- ○太田委員 ありがとうございました。
- ○玉正会長 ほかに御質問ありますか。 増田委員。
- ○増田委員 増田です。岩田副会長さんの問題の整理と、そして健康医療部長さんの情報を 含めた形での応答ありがとうございました。

前回、岩田副会長さんが、国に申し上げることと都に言うこととは区分けしなきゃいけないみたいな話があったかと思うので、その質問という形でお話しさせていただきますと、東京都に対しては随分前から、本市であるとか東大和市であるとかは率先して赤字解消に努めてきたわけですね。そういったことを考慮してほしいということを常にアピールというか、言ってきたと。たしか2年ぐらい前の応答の中で横溝課長さんが、そういったことをどんどんやっているんだけども、それに対して都のほうからは、厳しいけれどもそのうちやっていくというような形で検討しているというようなお答えがあったと思うんですね。その辺のことが今日どうなのかなというのも、もう一つ東京都に対する要望としては残っているというか大きなものとしてあるかなと思いますので、質問させていただきます。

- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 まず、保険者努力支援制度というものがございまして、赤字を解消している自治体に関しましては、その分、加点をされて交付金という形で恩恵が出ると。我々や東大和市は先行して解消しているので、その部分については他市よりも交付金が出ている状況は一つあります。

それから、先ほど部長も申し上げましたとおり、ここで初めて東京都が重い腰を上げて、東京都独自で支援をするということが内定されておりますので、それがまさに私どもが増田委員にもずっとお話ししてきたものが実を結びつつあるのかなと今実感をしているところです。今回、東京都全体でもそんなに、支援とはいっても私個人的にはまだまだ少ないと思っておりますので、これを足がかりとして、来年、再来年というか、それ以降も同じような支援をさらに増額していただけるように働きかけをしていきたいと思っております。

○増田委員 ありがとうございます。

○玉正会長 御質問はほかには大丈夫でしょうか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に諮問事項、国民健康保険税について御意見がございましたら御発言を願います。今回、諮問事項ということでお一人お一人から意見を伺いたいと思います。なお、御意見につきましては、お一人様、賛成、反対を含めて3分程度でお願いいたします。

鈴田委員。

○鈴田委員 毎年同じようなコメントになるんですけれども、本来であれば地域住民の行政サービスに使われるべき一般会計からの法定外繰入金は、市民の皆さんが納付した住民税が国保の赤字補塡のために使われると、言わば保険料の二重払いに当たりますので、計画的かつ確実に解消すべきだと考えますので、今回の諮問の内容には賛成させていただきます。

国保には、消費税財源に加えて後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入によって捻出した財源を合わせた約3,400億円が毎年投入されています。この財源を有効に活用しながら、保険料収納率向上の取組であるとか、あと保険料率の見直し、このような施策を行うことによって、早期に財政を健全化すべきであると考えます。

当健保の事例で誠に恐縮なんですが、今年度は当健保は69億円の保険料収入のうち約半分以上の35億円を前期高齢者納付金、後期高齢者支援金として国に納める予定になっています。今期の経常収支は12億円の赤字見込みで、前年から7億円ほど赤字幅が拡大しているんですけれども、そのほとんどが高齢者納付金、支援金の増加分となります。別途積立金の取崩しによって今年度は保険料率を据置きましたが、このままでは近い将来の引上げは必至の状況になっています。国保の被保険者の皆様におかれましては、昨年来の物価高に加えて保険税率引上げのダブルパンチとなってかなり厳しい状況かと推察しますので、心苦しい限りですけれども、我々被用者保険からの支援も既に限界に近づいているかなという肌感覚を持っておりますので、ぜひ状況をお察しいただけると幸いです。

以上になります。

○玉正会長 ほかに御意見ありますでしょうか。 日下部委員。

○日下部委員 令和6年度の保険税の改定に関しましては、現在の制度をしっかり実施していくという意味、また、先ほど部長からもお話をいただきましたが、本当に苦渋の決断という意味でも、今回の改定には賛成をさせていただきたいと思っております。

しかしながら、その先ですね、令和7年、8年、それ以降の改定に関しては、正直なとこ

ろ、市民感情といたしましてもそろそろ限界というのもあるのではないかと私は考えております。しかしながら、何も手を打たなければどんどん赤字は現状では増えていってしまうというところも見えてきておりますので、本当に苦渋というところで今回は賛成したいと思います。

先ほど他の委員の方からもありましたが、本当にもはや一自治体ではどうしようもない、 対応が難しい状況であるというのは、もう皆様、同じ御理解だと思います。都や国に八王子 の現状を本当にしっかりと認識をしていただいて、この先、この制度を維持していくために も具体的にどういった施策が必要なのか、また声をさらに上げ続けていっていただきたい なと考えます。本市においては、新しい市長の下で今後どういった決断をされるか分かりま せんが、行政としても市民負担の増加という、負担という意味でもぎりぎりのところまで、 ぜひ引き続き様々な検討を行っていただきたいなと考えておりますので、どうぞよろしく お願いいたします。

以上です。

○玉正会長 ほかに。

太田委員。

○太田委員 やはり先ほども伺ったように、被保険者の国保の借金が一人当たり、もう1万 幾らあるとなりますと、それを解消するには、やはりそれなりに負担していただかないと解 消しないと思うんですね。私なんかでも、若い研修医の先生なんかと接しますけれども、や はり自分たちの払っている保険料の半分が違う人の保険の補塡に使われているというのは かなりショックなようで、やっぱり二重に取られているという、何のために働いているのか ということ、若いので自分たちはあまり医療保険を使っていませんから、取られっ放しとい う感じが強いんですね。そういう思いが強いと、やっぱり将来になってくるといろんな政策 とかに賛成できなかったりとか、そういうことも出てくると思いますし、やっぱり使う以上 はある程度は負担しないといけないと思うんですね。これだけ、借金がある以上は、やっぱ り社保からの補助金の借金だと私は考えておりますので、それをなくすぐらいの気持ちが ないとやっぱり駄目だと思いますし、年金のほうは、私たちなんかがもらう頃は今もらって いる方たちの半分ももらえるかどうか分からない状況で、今後も年金は下がるだろうと言 われていますし、やっぱりそれなりにもらっている方たちも、厳しいでしょうけど、それな りに準備をしていただいて、やはり予防医学もきちんとしていただいて、そういう努力もし ていただきつつ、少しやはり負担を増やしてもらわないと税金の使い方が不平等だと思い ますので、私は今回の諮問には賛成させていただきます。

○玉正会長 ほかに御意見ありますでしょうか。 小池委員。

○小池委員 小池でございます。端的に申し上げまして、私も本日の諮問には賛成をさせていただきます。先ほど鈴田委員からもお話がありましたけれども、被用者保険の代表の立場といたしましては、多額の前期高齢者納付金等を負担しているということもございますので、国保の財政の安定化に向けては、その前提となる保険税をいかに徴収していけるかということが重要になると考えております。そういった意味におきましても、標準保険料率の適用というものは、財政健全化に向けた取組の、ある意味、大前提ではないかなと考えております。

そのうえで、一般会計からの法定外繰入金の解消、なかなか難しいとは思いますけれども、 その取組に向けて、先ほど来お話があるような国や都への働きかけ、または、これまでも取り組んでおられます収納率向上の取組、また、これまでの協議会でも御説明いただいたような医療費の適正化に向けた取組、こういったものを通した健全化の施策を従来にも増して取り組んでいただくことによって、八王子市の取組が都内の区市町村ひいては全国の市区町村のよきモデルケースになることを期待しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

市川委員。

○市川委員 私から一言申し上げたいと思います。改定には反対という立場と同時に、改定 に当たり一言意見を言わせていただきたいと思っております。

まず、これまでの議論にもありましたとおり、皆さんからもありました物価高、実質賃金が上がらない中でのこれ以上の加入者への負担というのはかなり難しいというところは皆さんも一致している面だと思っております。さらに、先ほど紹介がありましたとおり、第4回市議会定例会におきましても全会一致で、国において公費の拡充、体制支援を図ってもらうこと、また、法定内による繰入れ等の見直しを行うといった要望をしております。なぜこういった要望をしたのかといえば、私の思いですが、加入者の負担がもう限界に来ているんだということがあると思うんですよね。だからこそ、国ないし東京都に対して支援をしてほしいということの表れだと思うんです。そこにはやはり加入者の負担が限界にある、これ以上の負担はもう大変だということがあると思うんです。

そこで、最後になりますが、改定はやむを得ないということを考えると同時に、最後のと ころに、改定に当たってはやはり慎重な意見もあるんだといった議論の中身も一定反映さ せていただいたような答申の内容にしていただければと要望したいと思っております。

以上で終わります。

○玉正会長 ありがとうございます。

山田委員。

○山田委員 山田です。今回の諮問内容にはまず賛成ということで意見を述べさせていた だきます。

まず、先ほど部長のほうから、いろいろ都からの支援とか精神疾病の状況による交付金の 支援とかで何とか赤字の削減をこれだけ頑張っているので、これはいただける予定だとい うことなんですけれども、こちらの金額、ぜひ上積みを狙っていけるように、努力されてい るのは重々承知ですけれども、ぜひよろしくお願いします。

また、大阪、奈良で統一保険料というお話があったかと思うんですけども、やはり八王子市だけではもう、かなり難しいところまで来ているんじゃないかなと。5年間この会のほうに参加させていただきまして、苦渋と申しますか本当に申し訳ないんですけど、上げさせていただいて何とか赤字を解消していこうということで、賛成の意見を述べさせていただきました。ぜひ、そこら辺のところもこれから国のほうともお話をしていただきまして、やはり八王子市だけ頑張ってもしようがないんじゃないかなと、この会の説明を聞かせていただいて本当に思っておりますので、ぜひそこら辺のところもお願いいたします。

私からは以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

大井委員。

○大井委員 大井です。前回も改定で値上げということで、今回の諮問にはもろ手を挙げて 賛成というわけではないですが、まあ致し方ないという意味では賛成です。

今、八王子市だけの問題ではなく、全国的に高齢化になっておりますし、働けない方、高齢者にシフトしている。それから、高齢者はやはり病気が多いので医療費もかなり高くなっておりますので、先ほど岩田副会長さんもおっしゃっていましたけど、そういう全体の社会的構造の一部であるということなので、さらにまた八王子で努力して改定していただければ、現状では致し方ないのかなというふうに思います。

○玉正会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。氷見委員。

○氷見委員 諮問に関しては、やむを得ないので賛成いたします。それで、あと皆さん非常に頑張っていて、特定健診とか指導とか行っているんですが、前回もちょっと言ったんですけれども、お口の健康は全身の健康にも影響というのが今普通にあります、こんな感じで。そこで既に八王子市は歯科衛生士をもう雇っているんですね、何人か。その健診指導のときには、ぜひとも衛生士の参画もお願いしたいと。そうすれば市民の健康と、また、若干、財政にも寄与するかなと。

あと、これは話は違うんですけれども、行政というのは公平性がすごい大事だと思うんですが、審査する側の柔道整復師会の代表者がいない。行政だけがチェックしている。これはちょっと公平性に欠けるんじゃないかなと思います。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

ほかに御発言されていない方。宮田委員。

○宮田委員 宮田です。私も諮問のほうには賛成です。私の個人的な意見としては、先ほど 岩田副会長がおっしゃられたように、今後、国民健康保険を納付する方々が働いている世代 じゃない、給料収入を得てない人が増える可能性があるように先ほどお話しされていましたので、そうすると、所得割のほうが多分下がってくるじゃないですか。やっぱり均等割を これからどうやって上げていくかとか、多分そこで赤字解消とかという、均等割の収入のほうがベースとして大きいような感じになってくると思います。そこで、今、多分均等割は減額、軽減がきいていらっしゃると思うんですけど、やはりその辺りは、給与所得ゼロとか45万未満とかというような感じですと、ほかの生活保護ではないですけど、そういったもらっているものと言ったら変な言い方ですけど、そういったほかの別の補助とかも多分たくさんあると思うんです。なので、国民健康保険が今後ある程度、そういう高齢者ですとかそういった方だけになったときに、その辺りの軽減とか、何ていうんですかね、生活保護とかとの一体化じゃないですけど、そことの整理というのが必要なのかなというのは個人的には思いました。

以上です。

- ○玉正会長 ほかにありますか。中條委員。
- ○中條委員 中條です。皆さんの御意見を聞いていて、やはり令和6年度の国保の税率の改定についてはやむを得ないのかなとは思います。ただ、やっぱりいろいろ御努力いただいて、少しでも赤字を解消するようないろいろな補助金をいただいたりしているということは分かったんですけれども、それでもやっぱりあと2年で赤字が解消できるものでもないみた

いですし、今後、毎年毎年上げていけばいいのかということではその場限りの話だけで終わってしまいますし、やっぱりどうしても構造的に赤字体質の保険だと思うんですよね。だからそこを、私としてはどういうふうにしたらいいのか分からないんですけれども、ただ毎年上げていっていいのかなというのはちょっと疑問に思います。どこかで抜本的に変えていかないと、毎年毎年上げていけばその場しのぎで終わるんじゃないかなと思うので、また、少し時間がかかると思いますけれども、国保の制度の赤字体質を少し解消できるような方向の御意見がこれから出ていけばいいなと思います。ありがとうございました。

○玉正会長 ありがとうございます。

野村委員。

○野村委員 野村です。皆さんの御専門の方々の御意見を聞きながら、もっともだと思うと ころもあります。ただ年金生活者にすると、年金の目減りというのもかなり厳しいものがあって、また今年も値上げをするのかというのはなかなか御理解いただけない部分もあるのかと思います。ただ、今年度11億7,000万円ですか、借入れをしたというのは非常に大きな要因なのかなと思っています。なので、今回の御提案については、私も賛成せざるを得ないなと思っています。

今後、決していい、明るい情報というのはないわけで、さらに上がっていくことも確実になっていきます。それをどうするかというのは、八王子市も独自の努力をされていますので、それは東京都にも伝えてございますので、それを今後おいでになる方にしっかり伝えていただいて、市町村の苦労も伝えていただいて、東京都のお考えもさらに引き出していただけたらいいかなと思っています。

以上です。

○玉正会長 ありがとうございます。

増田委員。

○増田委員 提案に賛成をいたします。というのは、いろいろ問題点が明らかになり、事務 局は御努力をものすごくなさっているということも非常に分かりましたし、また、全会上げ ての意見書が提出される事態まで至ったということで、これまでの赤字解消を進めてきた 八王子市の努力というのを本当に強くアピールできるためには、これはやむを得ないかな と思います。

1点だけ、意見というか問題点を挙げさせていただきますと、今、野村さんがお話をされましたけども、国保の基準所得というのが、給与所得は上がっているんだけども、営業所得、 雑所得が下がっているといったことから、今基準総所得が下がっているんだという話が前 回ありましたが、給与のほうも大企業はともかく中小企業が果たして上がるかどうか分かりませんけども、実質賃金が下がっているんだと先ほど御指摘もありました。そういった所得のある方に対して年金生活者は、マクロ経済スライドという制度がありますので、もう本当に取りこぼされていく形になるんですね。ですから、前回の資料でも、給与所得者に対して年金生活者のほうに13%の増率になっているところが幾らか目立つ形になっているというのは、今後だんだんそういう形になってくるというような問題点も指摘して、御留意いただければと思います。よろしくお願いします。

○玉正会長 ありがとうございます。 岩田副会長。

○岩田副会長 今まで様々皆さんの意見をいただいていましたけど、私も今回の改定には 賛成をさせていただきたいと思います。

とはいえ、先ほど野村委員からもお話がありましたけど、やっぱり年金受給者、また国民健康保険に、年金支給の額だけで生活が成り立っているような方におかれては、やはり毎年毎年値上がりをしていくというのはすごく生活が厳しいんだと、そこは本当に我々も痛切に感じるところであります。ただ一方で、低所得者対策としてここで給付金なんかも国からも支給されていたり様々な対策はされているところでもありますので、この当協議会の立場としても、国民健康保険だけを特出しで切り出して考えるのではなくて、やはり八王子市行政全体の枠組みの中でどういうふうに国民健康保険の加入者、また社会保険の加入者と、バランスを図りながら、皆さんが納得をし合える応分の負担をし合いながら存続ができる制度に変えていくことが、これから求められることなのではないのかなと私個人的には思っています。

また、先ほども所得割、均等割もそうですけれども、なかなか今、我が国の状況の中で高齢者が保有されている資産に対しての課税というものがされてないのは、個人的に私はちょっとどうなんだろうなと思っています。そこで、じゃあこれから先、国に進言をしていく中で、例えば年金受給だけで収入額は細いけども、何千万、極端な話、何億の資産を持っているような方にはしっかりとやっぱり負担をしていただくような新たな制度の構築ということも今後必要になってくるんだと思いますし、言い換えるならばやはり、繰り返しになりますけれども、制度の抜本的な改革なくして、この課題解決、これから先5年経とうが10年経とうが延々と終わりが見えない課題なんじゃないのかなと思っています。

今日の皆さんの賛否をお聞きしていると、恐らくそのままどおりで答申が出されること になろうかと思いますけれども、ただ、やはり去年に引き続き、誰しもやっぱり上げたくて 上げるわけじゃないということは正直なところではあると思うので、やはり上げることは 容認はするけども、重ね重ね先ほど来皆さんから御意見が出ていたような国に対する働き かけであったり、東京都に対する働きかけについては、付議事項として記載をしていただい た形で答申書を作成していくのがよろしいのかなと思いますので、是非よろしくお願いを したいと思います。

○玉正会長 皆様、御意見ありがとうございます。皆様からの御意見を集約し、本協議会の 答申案を取りまとめさせていただきます。皆様から賛成、反対、それぞれのお立場で御発言 をいただきました。今回、賛成を表明された方の中でも、やっぱり今の物価高騰などの社会 状況の中で、被保険者の生活の安定の面でも本当に心苦しいという思いのうえでやむを得 ず賛成をされた方が多いという状況になっております。

今回の諮問内容につきましては、引き続き市長会などを通して、あらゆるチャンネルを使って、東京都や国に対してその制度の抜本的な見直しを求めてこれまで以上に強く意見を出してもらうということ、また、本市でこれまで進めてきた取組をさらに進めていただくということを条件に、賛成多数ということで、妥当なものとして認めるという内容で答申としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○玉正会長 御異議なしと認め、答申といたします。

なお、具体的な答申文については、正副会長に一任させていただくということで御了解願 いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ○玉正会長 ありがとうございます。
 - (2) 令和6年度(2024年度)国民健康保険税課税限度額等について
- ○玉正会長 では次に、議題2の「令和6年度国民健康保険税課税限度額等について」、事 務局から説明を願います。

保険年金課長。

○横溝保険年金課長 それでは資料3を御覧ください。

総務省から令和6年度の与党税制改正大綱のうち、地方税関係が公表されました。令和6年3月31日までに地方税法施行令で定める金額が改正された場合に、八王子市においても同施行令にのっとり、令和6年度から同様の措置を講じる予定であります。

1は、課税限度額の改定になりますが、ここでは後期高齢者支援金等分が2万円改定され

ます。区分の合計では104万円から106万円になります。

2は、減額対象所得基準の改定になります。これは、減額対象となる世帯の割合が縮小しないよう、経済動向などを踏まえて引き上げるものとなります。5割、2割軽減において改定が行われます。

以上、これらにつきましては、平成30年1月30日の国保運営協議会の国民健康保険税 についての答申により、課税限度額の改定については法改正がされた場合は直ちに改定を 行うことが妥当であると答申を受けていることから、市議会において専決処分という形で 進めることとなります。

説明は以上でございます。

○玉正会長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、御質問等がございましたら御発言を願います。

(「質問なし」の声あり)

- (3) 第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画について(報告)
- ○玉正会長 次に、議題3「第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画について」に 入ります。事務局から説明をお願いいたします。

成人健診課長。

○田島成人健診課長 資料4、資料5「第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画 (案)について」、御報告をさせていただきます。

今年度、本計画の改定時期を迎えておりまして、前回11月20日に開催されました第2回の本協議会で素案の内容を説明させていただいたところでございます。ここで、前回の素案では数字が決まっていなかった箇所について国から示されていなかった法定報告値などを踏まえて細かい概要がまとまってまいりました。それと、文言の整理と内容の体裁、レイアウトの変更など若干させていただいたところでございます。

これで内容を精査させていただいて、今後のスケジュール、資料4の一番下になりますが、 3月までに全体の印刷等を終わらせて、市民の皆様、議会の皆様に報告をさせていただく予 定でございます。

私からは以上です。

○玉正会長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら御発言を願います。

(「質問なし」の声あり)

(4) その他

○玉正会長 次に議題4、その他に入ります。

その他、何かございますでしょうか。

事務局。

○事務局 事務局から1点、お知らせがございます。

令和6年度から、会議につきまして、タブレットを用いたり、資料をメールで送らせていただいたりと考えております。令和6年度に向けまして、一度その辺りが可能かどうか委員の皆様にお伺いをさせていただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上になります。

○玉正会長 ありがとうございます。

その他、何かございますでしょうか。

岩田副会長。

- ○岩田副会長 ごめんなさい、今の報告なんですけど、そのタブレット端末は市側が皆さん に貸与するような形になるのか、もうちょっと詳しく説明してあげないと、多分皆さん、よ く分からないと思いますけど。
- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 資料等が大分多くなっておりますので、メール等が皆様のほうでお 受け取りできるような状態であれば、資料をメールで送らせていただいて、当日は皆様の席 にタブレットを御用意させていただくような形を今のところ考えてございます。ですので、 メール環境ですとか、そういった部分について御質問のアンケート等を取らさせていただ く予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○玉正会長 そのほか何か。太田委員。
- ○太田委員 今のタブレットのことなんですけれども、本日も説明しながら、参考資料いく つを見てくださいとなってくると、同じ説明の中で2つとか3つの資料を見なくてはいけ なくなるんですけれども、そういうときはタブレットだとどういう対応をしていただける んでしょうか。
- ○玉正会長 保険年金課長。
- ○横溝保険年金課長 例えば、資料のところのどこか、右上とか右下辺りにボタンを用意します。そのボタンを押すこと、クリックすることで参考資料に飛べるような資料づくりをさせていただく予定です。
- ○太田委員 同時には見られないということですね、2つ画面で。

- ○横溝保険年金課長 そうですね、行ったり来たりするようになります。
- ○玉正会長 ほかに御質問等ございますでしょうか。

なければ、最後に私から。

今年度の本協議会は今回で最後を予定しております。小池委員と鈴田委員は今年の5月末までの任期となっております。お二人から、本協議会に参加していただいた感想を一言ずつ言っていただければと思います。

まずは小池委員から一言、お願いいたします。

○小池委員 小池でございます。

私、本協議会の参加、前回と今回の2回ということで、十分な知識もないまま、皆さんの お話を伺いながら勉強も含めて参加させていただいたというのが現状でございます。本来 であれば、ある一定の期間、協議会に参加したうえで、知識を深め、よりその提案等できる ように、貢献できるような形になればよかったんですけれども、諸般の事情がございまして 今期で退任ということになります。

短い間ではございましたけれども、どうもありがとうございました。

○玉正会長 ありがとうございました。

続きまして、鈴田委員、お願いいたします。

○鈴田委員 私は小池委員とは反対でかなり長くて、多分2016、17年ぐらいからです か関わらせていただいて、この中でも相当古株のほうなんですが、この協議会でのいろいろ な議論を通じて、私どもは被用者保険の代表なので、どうしてもそちらの軸足に沿った意見 にならざるを得ないんですけれども、国保の被保険者の皆様、医療関係者の皆様、八王子市 議会議員の皆様、それぞれの立場から、本当にいろんな多角的な御意見を伺うことができまして、自分自身も本当にいろいろ勉強になりました。

今、財政が大変厳しい状況だと思うんですけども、ぜひこの協議会の議論を生かしていただきながら、道のりはまだまだ大変だと思うんですけども、ぜひ財政健全化に向けて引き続き御尽力いただければ幸いでございます。

どうもありがとうございました。

○玉正会長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

ここで、会議録署名委員を指名いたします。議席番号順に指名してまいります。

本日の署名委員は、7番の氷見委員にお願いをしたいと思います。後日、会議録への署名 をお願いいたします。 皆様の御協力のおかげで議事がスムーズに進行しました。ありがとうございました。 それでは事務局へお返しします。

5. 閉会

○横溝保険年金課長 それでは、これをもちまして本日の運営協議会を終了いたします。 本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。気をつけてお帰りください。

[午後2時54分散会]